

南あわじ市 平成 20 年度 事務事業評価シート 新規 継続
(団体用)

I 基本事項

整理番号 224

事業名	社会福祉協議会補助金		予算科目	会計	一般会計・1
担当部課名	健康福祉部	福祉課		款	民生費・3款
電話	0799 -44 - 3002			項	社会福祉費・1項
事業分類	<input type="checkbox"/> 義務的(法定)事務	法的根拠		目	社会福祉総務費・1目
	<input checked="" type="checkbox"/> 任意的(自治)事務	(法令、条例、要綱等)	兵庫県健康生活部交付金交付要綱(市町ボランティア活動支援事業)		
南あわじ市総合計画 施策体系	まちづくりの柱	安らぎづくり_元気あふれ_住んで快適なまちづくり_			
	まちづくりの目標	子どもを産みたい_育てたいまち[子育て]			
	施策目標	子どもや要介護者をもつ共働き夫婦などが、安心して生活できるよう、地域全体で支える			

II Plan&Do (計画・事業内容、団体内容、投入資源)

団体の概要	(どのような団体か)					
	社会福祉法に基づき設置され、地域福祉の推進を図ることを目的とする社会福祉法人。					
	(構成員内訳)					
	社会福祉法人南あわじ市社会福祉協議会(コミュニティワーカー6名、ボランティアコーディネーター4名)				役員構成人数(人)	
					10	
	事務局の所在 (直接事務執行部署)	<input checked="" type="checkbox"/> 補助団体	<input type="checkbox"/> 市役所	<input type="checkbox"/> 市単位 ()	<input type="checkbox"/> 旧町単位 ()	
				<input type="checkbox"/> 旧村単位 ()		
	活動対象(誰を・どのような状況の人を)					
	ボランティア団体の育成、活動支援と高齢者・障害者・母子・生活保護世帯等要介護者の支援。				対象人数	
					53,374	
団体の概要	活動目的(どのような状態になってもらいたいのか、事業を実施する「本来の目的」を記入)					
	地域福祉の中核的機関として多様な福祉ニーズに応えるために、地域の特性を踏まえ独自の事業等により地域福祉の増進を図る。					
	(主な事業、具体的な活動内容等)					
	<ul style="list-style-type: none"> ・配食、給食サービス事業 ・心配ごと相談事業 ・生活福祉資金貸付事業 ・共同募金事業 ・福祉サービス利用援助事業 ・ミニデイサービス事業 ・介護用品の斡旋、貸出事業 ・ボランティアセンター事業 					
	補助金算出根拠	[ボランティアセンター運営費]事業費20,862,000円 補助金11,000,000円 (事業内容)学習事業、交流ネットワーク推進事業、情報の収集・発信事業、マッチング支援事業、相談事業に係る事業費及び人件費 [福祉コミュニティ推進事業]事業費30,567,000円 補助金23,500,000円 (事業内容)法人運営事業、地域福祉企画運営事業、地域福祉サービス事業に係る人件費				
	補助交付期間	<input type="checkbox"/> 平成	年度	~	平成	
				年度	<input checked="" type="checkbox"/> 設定なし	
	合併協議事務調整内容	(合併前における事業実施団体と合併時における事務調整経緯)				
		<input checked="" type="checkbox"/> 旧緑町 <input checked="" type="checkbox"/> 旧西淡町 <input checked="" type="checkbox"/> 旧三原町 <input checked="" type="checkbox"/> 旧南淡町 <input checked="" type="checkbox"/> 旧広域事務組合 <input type="checkbox"/> 新市から				
		ボランティア活動支援事業については、各町同一であったが、人件費の補助金は旧町大きなバラツキがあった。合併前には、人件費の不足分は収益事業の自主財源や介護保険施設の介護報酬等で補填していた社協も見受けられた。 合併後は、人件費等を精査し補助金額を決定した。				

		平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度
資源配分 （インパクト）	直接事務費 (千円)	41,500	41,500	34,500	29,500
	社会福祉協議会補助金	41,500	41,500	34,500	29,500
	事務局事務費（市が事務局の場合）				
	財源 (千円)				
	国				
	県	9,000	9,000	0	0
	起債				
	その他				
	一般財源[A]	32,500	32,500	34,500	29,500
	人件費(正規職員)[B] (千円)	0	0	0	0
	平均人件費(1日当り)	29.9	30.1	27.9	27.9
	事業量1(事業に要した日数)				
	事業量2(事業に要した人数)				
	年間経費([A]+[B])	32,500	32,500	34,500	29,500
「目的」対象一人当り経費 (千円)	0.6	0.6	0.6	0.6	
受益者人数(53,374)1人当り経費(千円)	0.6	0.6	0.6	0.6	
経費に関する補足説明	<p>【市町ボランティア活動支援事業】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・合併後3年間(H17~H19)は、旧町単位で補助 補助基準額 4,500千円×4町=18,000千円(県1/2補助) ・経過措置後(H20~)は、補助基準額は、4,500千円となり、県の行財政改革により補助率は1/3となり、市を通さずに県社協から市社協に直接補助することとなった。 				

Ⅲ Check (事業の自己評価・一次評価)

費用対効果	(費用対効果の分析、問題点・課題などを記入。) 平成20年度から直接事務費は減額となるが、市社協事業として同化、定着してきているので事業内容及び事業量から判断して妥当である。	自己評価 (5点評価)						
		5						
必要性	公共性の高低 <input checked="" type="checkbox"/> 高 <input type="checkbox"/> 中 <input type="checkbox"/> 低 (公共性、市民ニーズ、緊急性などを分析、問題点・課題などを記入。) 社会福祉協議会は、高齢者や障害者の在宅生活を支援するために、訪問介護や給食サービスをはじめ、さまざまな福祉サービスをおこなっているほか、多様な福祉ニーズに応えるため、地域の特性を踏まえ独自の事業に取り組んでいる。また、社会的諸情勢を反映し、新たな福祉課題に対し、人として生きる権利を擁護し、自立を支援するために、多くの福祉関係者とともに活動をしており、地域の福祉活動の拠点として重要な役割を果たしている。	自己評価 (5点評価)						
		5						
総合評価	自己評価をふまえた現状分析 合併後本部と旧町の支部という組織体制であるが、将来的には統合する計画であり、合併のメリットを発揮して行財政改革を目指しており、現状としては適切であると思われる。	<p>評価グラフ</p> <table border="1"> <caption>評価グラフ</caption> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>評価</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>費用対効果</td> <td>5</td> </tr> <tr> <td>必要性</td> <td>5</td> </tr> </tbody> </table>	項目	評価	費用対効果	5	必要性	5
	項目		評価					
費用対効果	5							
必要性	5							

IV Action&Plan (改善・改革の内容及び次年度以降の計画)

	平成21年度にできる改善・改革	平成22年度以降にできる中期的な改善・改革
	<input type="checkbox"/> 現状維持 <input type="checkbox"/> 休止・廃止 <input type="checkbox"/> 事務局変更 <input type="checkbox"/> 手法見直し <input type="checkbox"/> 予算充実 <input checked="" type="checkbox"/> 予算削減	<input type="checkbox"/> 現状維持 <input type="checkbox"/> 休止・廃止 <input type="checkbox"/> 事務局変更 <input type="checkbox"/> 手法見直し <input type="checkbox"/> 予算充実 <input checked="" type="checkbox"/> 予算削減
今後の方向性とその理由	平成20年度の県補助金の減額に続き、県の補助基準に合わせて急激に補助金を削減することは、地域福祉活動の後退につながりかねないことから、昨年度に引き続き県補助基準額に市単独補助金(昨年度補助金より縮小)を上乗せすることで、激変緩和を図る。	急激な補助金削減を避けるため、合併による経過措置及び激変緩和措置を実施してきたが、ボランティアセンター事業は、社協事業として定着していること、また現在の経営状況から鑑み、県の補助基準に沿って実施する予定である。
(現状維持以外の改善方法)	ボランティアセンター運営費に対する県の補助基準額は4,500千円で、そのうち市が負担すべき額は2/3の3,000千円となっているが、市負担を3,000千円上乗せして6,000千円とすることで激変緩和を図る。	ボランティアセンター運営費に対する補助金は、県の補助基準に沿って実施する予定である。
改善によって期待される効果	県補助基準額に市単独補助金を上乗せすることで、補助金の減額の激変緩和が図られる上、前年度比6,500千円の補助金削減となることから、ボランティアセンター運営事業の効率化を進めていくきっかけになるものと期待できる。	社会福祉協議会は、市の合併後、本部と旧町の支部という組織体制であるが、1市分の補助基準額となることで、組織の効率化を進めていくきっかけになるものと期待できる。
(現状維持の場合も記入)	仮に補助金、交付金を廃止した場合に予測される影響(プラス面、マイナス面) 社協経営を悪化させ、地域福祉活動の衰退につながるため、市民の損失は多大である。	